

訪問看護ステーションわか

「指定訪問看護」 重要事項説明書
「指定介護予防訪問看護」

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(兵庫県指定第 2860190442)

1. 事業者

- | | |
|-----------|-------------------------|
| (1) 法人名 | 株式会社 リンクス |
| (2) 法人所在地 | 兵庫県神戸市東灘区本山中町4丁目8-3-303 |
| (3) 代表者氏名 | 代表取締役 富野 恵美子 |
| (4) 設立年月日 | 令和4年2月14日 |

2. 事業所の概要

- | | |
|---------------|--|
| (1) 事業所の種類 | 指定訪問看護事業所 令和4年5月1日指定
兵庫県 第2860190442号 |
| (2) 事業所の名称 | 訪問看護ステーションわか |
| (3) 事業所の所在地 | 神戸市東灘区本山中町4丁目8-3-303 |
| (4) 電話及びFAX番号 | 電話 078-452-0236 FAX 078-452-0268 |
| (5) 管理者名 | 富野 恵美子 |
| (6) メールアドレス | tomino@houkan-wakka.jp |
| (7) 開設年月日 | 令和 4年5月1日 |

3. 事業実施地域及び営業時間

- | | |
|----------------|------------------------|
| (1) 通常の事業の実施地域 | 神戸市東灘区、灘区、芦屋市 |
| (2) サービス提供 | |
| ① 提供日 | 月曜日～金曜日 (除12月30日～1月3日) |
| ② 提供時間 | 9:00～17:00 |
| (3) サービス受付 | |
| ① 受付日 | 月曜日～金曜日 (除12月30日～1月3日) |
| ② 受付時間 | 9:00～17:00 |

5. 職員の体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	正看護師	1名		1名
看護師	正看護師	1名	4名	5名
理学療法士		2名		2名
作業療法士				
言語聴覚士				

6. 訪問看護の申し込みからサービス開始まで

訪問看護は、看護師などが家庭訪問して、病気や障害のために支援を必要とされる方の看護を行うサービスで、介護保険のほか、医療保険制度で利用できる方もいます。主治医の治療方針やケアプランに沿って、他のサービスと連携しながら看護を行いますので、安心して在宅療養が続けられます。

お申し込みは訪問看護ステーション又は主治医、ケアマネジャー等にご相談下さい。訪問看護を利用する場合は主治医の指示書が必要です。指示書は訪問看護ステーションに提供されます。

7. 訪問看護サービスの内容

- *病状の観察（心身の状態観察、異常の早期発見、予測される状態への対応方法の指導、疾病予防や健康の管理、服薬管理）
- *療養生活のお世話（清拭・洗髪・入浴介助などの清潔ケア、食事・水分・栄養摂取の管理とケア、排泄の介助・指導）
- *リハビリテーション（要介護状態の悪化防止、機能回復・嚥下機能訓練等、福祉用具活用の助言）
- *認知症の方の看護（対応方法のアドバイス、生活リズムの助言、医療機関・施設活用の助言）
- *創傷や床ずれの予防・処置（定期的な観察や評価、床ずれ防止の工夫・指導、床ずれの手当て）
- *介護予防（健康管理指導による悪化防止、再入院回避のための指導、低栄養や運動機能低下を防ぐアドバイス等）
- *医師の指示による医療措置・医療機器の管理・指導（胃瘻・経鼻栄養、留置カテーテル・在宅酸素・人口呼吸器・吸引・末梢点滴・中心静脈栄養などの管理・緊急時の対応）

8. 利用料金

別紙の通りとし、サービスを受けられた翌月にお支払頂きます。

■利用料金（介護保険）

⇒別紙 利用料金(介護保険)一覧表をご参照ください。

■利用料金(医療保険)

⇒別紙 利用料金(医療保険)一覧表をご参照ください。

9. 秘密保持と個人情報の保護

- ① 事業所及び事業者の使用するものは、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由無く第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- ② 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても予め文書での同意を得ない限り、サービス担当者会議において当該家族の個人情報は用いません。
- ③事業所は利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（磁気媒体情報及伝送情報を含む）については、善良な管理者の注意を持って管理し、また、処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

10. 緊急時の対応方法

サービス提供中に利用者の緊急の事態が発生した場合、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医への連絡、救急車への連絡を行うなど必要な措置を講じます。

11. 事故発生時の対応

事業者は、利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、主治医・利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

12. ご利用にあたってのお願い

○介護保険被保険者証、健康保険者証や医療受給者証等を確認させていただきます。

これらの書類について内容に変更が生じた場合は、必ずお知らせください。

○やむを得ず訪問の予定変更を希望される場合は、必ず前日までにご連絡をお願いいたします。

13. 衛生管理等

- (1) 職員の清潔保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所において感染症の予防及びまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。

②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的 to 実施します。

14. 業務継続計画の策定等について

” (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施する”ための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

(2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 to 実施します。

(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

15. 虐待・身体拘束の防止について

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待及び身体拘束等の発生又はその防止するために次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止・身体拘束等の適正化に関する担当者を選定しています。

虐待防止責任者（担当者） 富野 恵美子

(2) 虐待防止・身体拘束等の適正化の対策を検討する委員会を定期的には開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

(3) 虐待防止・身体拘束等の適正化のための指針の整備をしています。

(4) 従業者にたいして、虐待防止・身体拘束等の適正化のための定期的な研修を実施する等の必要な措置を講じます。

(5) 事業所はご利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。

(6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待等を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

(7) 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。

やむを得ず身体的拘束を行う場合には、事前に十分な説明の上利用者又は家族等に同意を得るとともにその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録致します。

16. サービス・契約の終了及び解除について

次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- (1) 利用者が介護保険施設その他居宅介護支援の対象とならない施設に入所又は入院した場合。
- (2) 利用者について要介護認定が受けられなかった場合
- (3) 利用者が死亡した場合

(4) その他

①ご利用者または、ご家族の非協力など双方の信頼関係を損壊する行為に、改善の見込みがない場合や、社会通念を超えたと思われる苦情やハラスメント行為などにより、当事業所及び介護支援専門員の通常の業務遂行に支障が出ていると判断した場合には、契約を解除させていただくことがあります。

②以下のような行為があり、ハラスメントと該当するとみなされる場合契約を解除致します。

- ・暴力又は乱暴な言動、無理な要求（物を投げつける、刃物をむける、手を払いのける等）
- ・セクシュアルハラスメント（からだを触る、手を握る、性的な卑猥な言動等）
- ・その他（個人の携帯番号を開く、ストーカー行為）

17. 身元引受人について

- (1) 身元引受人は、本契約に基づく契約者の事業者に対する一切の責務につき、契約者と連携してその履行の責任を負います。
- (2) 事業者は、契約者が入院を必要とする場合ならびに本契約が終了した場合、身元引受人にその旨連絡するものとします。
- (3) 契約者は、社会通念上、身元引受人を立てることが出来ないと認められる理由がある場合には、これを立てないことができます。
- (4) 事業者は、身元引受人から希望がある場合には、利用料金の変更、訪問看護サービス計画の変更などがあつた時には、これを引受人にお知らせします。

18. 損害賠償について

事業者の責任により利用者に生じた損害及び事故については、事業者は速やかに保険者、利用者の家族等に連絡を行うとともに、その損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者のおかれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

19. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

○当事業所に対する苦情やご相談は、事業所内窓口にて受け付けます。

訪問看護ステーションわか

《事業所内担当窓口》 管理者 富野 恵美子 担当者 中條 浩介

受付時間 9:00～17:00 毎週月曜日～金曜日

電話番号 078-452-0236

(2) その他相談・問い合わせ先

○神戸市福祉局監査指導部

所在地 神戸市中央区加納町6丁目5-1

電話番号 078-322-6342 (平日 8:45～12:00、13:00～17:30)

○兵庫県国民健康団体連合会

所在地 神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号

電話番号 078-322-5617 (平日 8:45～17:15)

○兵庫県国民健康団体連合会

所在地 神戸市中央区橘通3丁目4番1号

電話番号 078-371-1221 (平日 9:00～17:00)